

休日診療所の診療休止について

県内での新型コロナウイルス感染症の患者増加を受け、東部・西部休日急病診療所の診療を3月8日より暫くの間休診することといたしました。休日の急な病気に対応すべき休日急病診療所を休診することは、地域の皆様に多大なご迷惑をおかけすることと存じますが、更なる感染を回避するためご理解くださいますようお願いいたします。また、外科輪番の診療についても同様に休診となります。

休日急病診療所の診療再開については、再開が決まり次第、各市町・西春日井広域事務組合ホームページでお知らせいたします。

問い合わせ先(休日診療所関係)

西春日井広域事務組合消防本部 0568-22-2511